

附属書八B 電気通信サービス

第一条 定義

この附属書の規定の適用上、

- (a) 「原価に照らして定められる」とは、原価に基づくことをいい、合理的な利潤を含むことができ、また、異なる設備又はサービスに対して異なる原価算定方式を用いることができる。
- (b) 「最終利用者」とは、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの加入者又は最終的な消費者（公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者以外のサービス提供者を含む。）をいう。
- (c) 「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスに係る設備をいう。
 - (i) 単一又は限られた数の提供者によって専ら又は主として提供されていること。
 - (ii) サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。

(d) 「相互接続」とは、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスを提供する提供者との接続であつて、一の提供者の利用者が、他の提供者の利用者と通信し、及び他の提供者によつて提供されるサービスにアクセスすることを可能とするものをいう。

(e) 「国際移動端末ローミング・サービス」とは、最終利用者が、その本来利用している公衆電気通信ネットワークが存在する領域の外に所在する間、その本来利用している携帯電話機その他の音声、データ又はメッセージ送信のサービスのための装置を利用することを可能とする商用移動端末サービスであつて、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者の間の商業上の契約に従つて提供されるものをいう。

(f) 「専用回線」とは、二以上の指定される地点の間の電気通信設備であつて、特定の利用者の利用に供するために割り当てられたものをいう。

(g) 「免許」とは、締約国が、自国の法令に従い、電気通信ネットワーク又は電気通信サービスを提供する者に対して要求することのある承認（特許、許可及び登録を含む。）をいう。（注）

注 タイについては、特許は、二千二十二年まで「免許」の定義から除外される。

- (h) 「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの関連する市場への参加の条件（価格及び供給に関するもの）に著しく影響を及ぼす能力を有する公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者をいう。
 - (i) 不可欠な設備の管理
 - (ii) 当該市場における自己の地位の利用
- (i) 「差別的でない」とは、同様の状況において、同種の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの他の利用者に与えられる待遇よりも不利でない待遇をいう。
- (j) 「番号ポータビリティ」とは、公衆電気通信サービスの最終利用者が、公衆電気通信サービスの提供者を同一の区分に属する他の提供者に切り替える際に同一の電話番号を保持することができることをいう。
- (k) 「物理的コロケーション」とは、主要なサービス提供者が所有し、又は管理し、及び利用する施設において、公衆電気通信サービスを提供するために機器を設置し、維持し、又は修理することを目的とする空間へのアクセスをいう。

(1) 「公衆電気通信ネットワーク」とは、ネットワークの定められた終端地点の間で公衆電気通信サービスを提供するために利用される公衆電気通信の基盤をいう。

(m) 「公衆電気通信サービス」とは、締約国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求している電気通信サービスをいう。公衆電気通信サービスには、電信、電話、テレックス及びデータ伝送であつて、二以上の定められた地点の間で行われる顧客が提供する情報の実時間での伝送（当該情報の形態又は内容が当該地点の間で変更されないもの）を典型的に伴うものを含む。

(n) 「電気通信」とは、電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。

(o) 「電気通信規制機関」とは、締約国の法令の下で電気通信の規制について責任を有する一又は二以上の機関をいう。

(p) 「利用者」とは、最終利用者又は公衆電気通信ネットワーク若しくは公衆電気通信サービスの提供者をいう。

第二条 適用範囲

1 この附属書の規定は、公衆電気通信サービスの貿易に影響を及ぼす締約国による措置について適用す

る。当該措置には、次の措置を含む。

- (a) 公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスへのアクセス及びこれらの利用に関する措置
- (b) 公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者についての義務に関する措置

2 この附属書の規定は、有線放送又は無線放送のサービス提供者による公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスへのアクセス並びにこれらの利用を確保するための措置を除くほか、ラジオ番組又はテレビジョン番組の有線放送又は無線放送に影響を及ぼす措置については、適用しない。

3 この附属書のいかなる規定も、次のことを要求するものと解してはならない。

- (a) 締約国が、他の締約国のサービス提供者に対し、第八章（サービスの貿易）の規定に基づく当該締約国の約束以外の電気通信ネットワーク又は電気通信サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、又は提供することを許可すること。

(b) 締約国が、公衆一般に提供されない電気通信ネットワーク若しくは電気通信サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、若しくは提供すること又はこれらを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、若しくは提供することを自国の管轄の下にあるサービス提供者に義務付けること。

第三条 規制への取組方法

1 締約国は、電気通信サービスの提供において幅広い選択肢を提示し、及び消費者の福祉を向上させる上で競争的な市場が価値を有すること並びに効果的な競争がある場合には規制が必要とされないことがあることを認識する。このため、締約国は、規制の必要性及び規制への取組方法が市場によって異なること並びに各締約国がこの附属書の規定に基づく自国の義務を実施する方法を決定することができることを認識する。

2 1の規定に関し、締約国は、各締約国が次のことを行うことができることを認識する。

(a) 市場において生じ得ると締約国が予期する問題の発生に先立ち、又は市場において既に生じている問題を解決するため、直接的な規制を行うこと。

(b) 特に、競争的な市場の部門、競争的である可能性がある市場の部門又は参入のための障壁が低い市場の部門（例えば、ネットワークの設備を所有していない電気通信サービスの提供者によって提供されるサービス）について、市場の力の役割に委ねること。

3 規制を行うことをこの条の規定に基づいて差し控える締約国は、引き続き、この附属書の規定に基づく

義務に服する。

第四条 アクセス及び利用（注）

注 この条の規定は、締約国がサービス提供者に対して自国の領域において公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスを提供するための免許を取得することを要求することを妨げるものではない。

1 各締約国は、特に2から6までの規定を通じて、他の締約国のサービス提供者が合理的な、差別的でない、及び透明性がある条件で適時に、当該各締約国の領域において又は当該各締約国の国境を越えて提供される公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービス（専用回線を含む。）へのアクセス並びにこれらの利用を認められることを確保する。

2 各締約国は、5及び6の規定に従い、他の締約国のサービス提供者が次のことについて許可されることを確保する。

(a) 公衆電気通信ネットワークに接続される端末その他の機器であつてサービスの提供に必要なものを購入し、又は賃借し、及び接続すること。

(b) 専用回線又は自営回線を、公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスと接続すること又は

他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と接続すること。(注)

注 ベトナムに関し、限られた数の利用者集団の構成員の間で商業的な原則に基づかず音声及びデータの電気通信を行うことを

目的として構築することを許可されたネットワークについては、電気通信規制機関の書面による承認を受けた場合にのみ、直

接相互に接続することができる。同国は、申請者が要請した場合には、当該申請者が承認の拒否の理由を受領することを確保

する。同国は、この書面による承認を受けるとの要件について、この協定が効力を生ずる日から二年以内に見直しを行う。

(c) 自己の選択する運用のプロトコルを利用すること。

3 各締約国は、他の締約国のサービス提供者が当該各締約国の領域における又は当該各締約国の国境を越える情報の移動（当該サービス提供者の企業内通信を含む。）のため及びいずれかの締約国の領域においてデータベースに含まれ、又は機械による判読が可能な他の形態で蓄積された情報へのアクセスのために公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスを利用することができることを確保する。

4 3の規定にかかわらず、締約国は、通信の安全及び秘密を確保するため又は公衆電気通信ネットワーク若しくは公衆電気通信サービスの最終利用者の個人情報保護のために必要な措置をとることができ。ただし、当該措置を恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様又はサービスの貿易に対する

偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

5 各締約国は、次のいずれかの場合を除くほか、公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスへのアクセス並びにこれらの利用に条件が課されないことを確保する。

(a) 公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスの提供者の公衆サービスに関する責任、特に、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスを公衆一般にとって利用可能なものとする当該提供者の能力を確保するために必要な場合

(b) 公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの技術的な統一性を保護するために必要な場合

6 5に定める基準を満たす場合に、公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスへのアクセス並びにこれらの利用の条件には、次の事項を含むことができる。

(a) 公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスと接続するために特定の技術的インタフェース（インタフェースのプロトコルを含む。）を利用するとの要件

(b) 必要な場合には、公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスの相互運用性のための要件並びに第十七条（国際機関との関係）に定める目標の達成を促進するとの要件

- (c) 公衆電気通信ネットワークに接続される端末その他の機器の型式認定及び公衆電気通信ネットワークへの当該機器の接続に関連する技術上の要件
- (d) 専用回線又は自営回線を、公衆電気通信ネットワーク若しくは公衆電気通信サービスと接続すること又は他のサービス提供者の専用回線と接続することの制限
- (e) 届出及び免許の要件

第五条 番号ポータビリティ（注）

注 この条の規定は、カンボジア、インドネシア、ラオス及びミャンマーについては、適用しない。

各締約国は、自国の領域内の公衆電気通信サービスの提供者が、技術的及び経済的に実行可能な限りにおいて、合理的な、及び差別的でない条件で適時に、移動端末サービスについて番号ポータビリティを提供することを確保する。

第六条 競争条件の確保のためのセーフガード

- 1 各締約国は、提供者（単独又は共同で主要なサービス提供者であるものに限る。）が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適切な措置を採用し、又は維持する。

2 1に規定する反競争的行為には、特に、次の行為を含む。

- (a) 反競争的な内部相互補助を行うこと。
- (b) 反競争的な結果を伴って競争者から得た情報を利用すること。
- (c) 不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であつて、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの他の提供者がサービスを提供するために必要なものを当該他の提供者にとつて適時に利用可能なものとしないうこと。

第七条 主要なサービス提供者による待遇

各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者に対し、次の事項について、同様の状況において当該主要なサービス提供者の子会社若しくは提携する会社又は提携していないサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保する。

- (a) 同種の公衆電気通信サービスの利用可能性、提供、料金又は品質
- (b) 相互接続に必要な技術的インタフェースの利用可能性

第八条 再販売

各締約国は、競争の促進又は最終利用者の長期的な利益の享受の必要性に基づき、主要なサービス提供者がいずれの公衆電気通信サービスを再販売のために提供しなければならないかについて、自国の法令に従って決定することができる。締約国は、主要なサービス提供者がサービスを再販売のために提供しなければならないと決定した場合には、自国の領域内の主要なサービス提供者が当該サービスの再販売に対して不合理な又は差別的な条件又は制限を課さないことを確保する。

第九条 相互接続（注）

注 この附属書において、「相互接続」には、細分化されたネットワーク構成要素へのアクセスを含まない。

公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者に関する義務

1 各締約国は、自国の領域内の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者が、他の締約国の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者に対し、相互接続を提供することを確保する。

2 各締約国は、自国の領域内の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者が、利用者

の又は利用者に関連する商業上機微な又は秘密の情報であつて相互接続の設定の結果取得したものを、公衆電気通信サービスを提供する目的以外の目的のために利用し、又は提供しないことを確保する。

主要なサービス提供者に関する義務

3 各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスの提供者の設備及び機器に対し、当該主要なサービス提供者のネットワークの技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供することを確保する。当該相互接続は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a) 差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づいて提供されること。（注）

注 相互接続の料金については、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者の間で商業的に交渉することができる。

(b) 当該主要なサービス提供者の同種のサービス、当該主要なサービス提供者が提携していないサービス提供者の同種のサービス又は当該主要なサービス提供者の子会社若しくは当該主要なサービス提供者が提携する会社の同種のサービスに対して当該主要なサービス提供者が提供する品質よりも不利でない品

質によって提供されること。

(c) 他の締約国の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者が公衆電気通信サービスの提供のために必要としないネットワークの構成部分又は設備に対して支払をする必要がないように十分に細分化された、透明性がある及び経済的実行可能性に照らして合理的な条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）で適時に提供されること。

(d) 要請があつた場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスの提供者の多数に提供されているネットワークの終端地点以外の接続点においても提供されること。

4 各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信サービスの提供者に対し、少なくとも次のいずれかの選択肢を通じて、当該提供者の設備及び機器を当該主要なサービス提供者の設備及び機器と相互接続する機会を提供することを確保する。

(a) 当該各締約国の電気通信規制機関が承認する接続約款その他の相互接続に関する約款（主要なサービス提供者が公衆電気通信サービスの提供者に一般的に提供する料金及び条件を含むもの）

(b) 相互接続に関する契約であつて効力を有するものに定める条件

(c) 相互接続に関する新たな契約（商業的な交渉によるもの）

5 各締約国は、主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続が公に利用可能なものとされることを確保する。

6 各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が相互接続に関する契約又は接続約款その他の相互接続に関する約款のいずれかを公に利用可能なものとすることを確保する。

第十条 専用回線によるサービスの提供及び価格の決定

各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者に対し、合理的な、差別的でない、及び透明性がある条件及び料金で適時に、専用回線によるサービスであつて公衆電気通信サービスであるものを提供することを確保する。

第十一条 コロケーション

1 各締約国は、自国の領域内の不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者に対し、合理的な、差別的でない、及び透明性があ

る条件（適当な場合には、技術的実行可能性及び空間の利用可能性を含む。）及び料金で適時に、相互接続に必要な当該提供者の機器の物理的コロケーションを認めることを確保する。

2 各締約国は、物理的コロケーションが技術的な理由又は空間の制約により実際的でない場合には、自国の領域内の主要なサービス提供者が、合理的な、差別的でない、及び透明性がある条件及び料金で適時に、代替的な解決策を提供することを確保するよう努める。

3 締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が所有し、又は管理するいずれの施設が1及び2の規定の適用を受けるかを、コロケーションが求められる市場における競争の状況、競合するサービスの提供において当該施設が代替されることが経済的又は技術的に実行可能であるかどうか等の要素を考慮した上で、自国の法令に従って決定することができる。

第十二条 独立の電気通信規制機関

1 各締約国は、自国の電気通信規制機関がいずれの公衆電気通信サービスの提供者からも分離され、かつ、いずれの公衆電気通信サービスの提供者に対しても利害を有しないことを確保する。

2 各締約国は、自国の電気通信規制機関が行う規制についての決定及び当該電気通信規制機関が用いる手

続が市場の全ての参加者について公平であることを確保する。

第十三条 ユニバーサル・サービス

各締約国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスに関する義務の内容を定める権利を有する。当該義務は、それ自体では、反競争的であるとはみなされない。ただし、当該義務が、透明性がある、差別的でない、及び競争中立的な態様で運用され、かつ、当該各締約国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要な範囲を超えて負担とならないことを条件とする。

第十四条 免許

1 締約国は、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供のために免許が必要とされる場合には、次の事項が公に利用可能であることを確保する。

(a) 自国が適用する全ての免許基準及び免許手続（注）

注 この(a)の規定には、免許の申請又は取得のための手数料を含む。

(b) 免許申請に関する決定を行うために通常必要とされる期間

(c) 免許の一般的な条件

2 締約国は、決定を行った後不当に遅滞することなく、申請者に対して申請の結果を通知する。

3 締約国は、要請があった場合には、申請者又は免許保有者が次の事項に関する理由を提供されることを確保する。

(a) 免許の付与の拒否

(b) 免許への提供者別の条件の賦課

(c) 免許の更新の拒否

(d) 免許の取消し

第十五条 希少な資源の分配及び利用

1 各締約国は、電気通信に関連する希少な資源（周波数及び番号を含む。）の分配及び利用に係る手続を客観的な、透明性がある、及び差別的でない態様で適時に運用する。

スペクトル

2 各締約国は、分配された周波数帯の現状を公に利用可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を提供することは、要求されない。

3 スペクトルを分配し、及び割り当て、並びに周波数を管理する締約国の措置は、それ自体では、第八条（市場アクセス）の規定に反するものではない。このため、各締約国は、スペクトル及び周波数の管理に関する政策であって、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者の数を制限する効果を有し得るものを定め、及び適用する権利を留保する。ただし、各締約国が当該権利を第八章（サービスの貿易）の他の規定に適合する態様で行使することを条件とする。当該権利には、その時点及び将来における必要性並びにスペクトルの利用可能性を考慮して周波数帯を分配することができることを含む。

4 各締約国は、商業用電気通信サービスにスペクトルの分配を行う場合には、開かれた、かつ、透明性がある手続であって公共の利益（競争の促進を含む。）を考慮したものによるよう努める。各締約国は、適当な場合には、地上の商業用電気通信サービスへのスペクトルの割当てについて、一般的に市場に基づく取組方法によるよう努める。この点に関し、各締約国は、商業用のスペクトルを割り当てるため、適当な場合には、オークション、管理インセンティブ料金設定、免許を必要としない使用等の仕組みを用いることができる。

番号

5 各締約国は、自国の領域において設立された他の締約国の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者が、差別的でない態様で電話番号の利用を認められることを確保する。

第十六条 透明性

1 各締約国は、自国の電気通信規制機関が法令案に対する意見を募集する場合には、当該電気通信規制機関が、自国の領域において活動する他の締約国の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの関連する提供者に対し、意見を提出する機会を提供することを確保するよう努める。

2 各締約国は、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスへのアクセス及びこれらの利用に影響を及ぼす条件に関する情報が公に利用可能であることを確保する。当該情報には、次の事項を含む。

- (a) 料金その他のサービスの条件
- (b) 公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスとの技術的インタフェースの様
- (c) 当該アクセス及び当該利用に影響を及ぼす標準の作成及び採用について責任を有する機関に関する情報
- (d) 端末その他の機器を接続するための条件

(e) 該当する場合には、届出又は免許の要件

第十七条 国際機関との関係

締約国は、電気通信ネットワーク及び電気通信サービスの世界的な互換性及び相互運用性のための国際的な標準が重要であることを認識し、並びに関係国際機関（国際電気通信連合及び国際標準化機構を含む。）の作業を通じて当該標準を推進することを約束する。

第十八条 国際的な海底ケーブルシステム

締約国は、自国の領域内の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者が国際的な海底ケーブルシステムを公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスとして運用することを認めている場合には、当該提供者が、他の締約国の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者に対し、当該国際的な海底ケーブルシステムへのアクセスについて、合理的な、かつ、差別的でない待遇を与えることを確保する。（注1、注2、注3）

注1 締約国は、国際的な海底ケーブルシステムへのアクセスが提供される地点を決定することができる。

注2 この条の規定は、締約国が、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者に対し、関連する措置（免許の要

件を含む。)を遵守することを要求することを妨げるものではない。ただし、当該措置がこの条の規定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いられないことを条件とする。

注3 ベトナムに関し、

- (i) この条の規定は、同国の領域内の国際的な海底ケーブルの陸揚局についてのみ適用する。
- (ii) この条の規定は、国際的な海底ケーブルシステム（同国の領域内の陸揚局を含む。）を所有し、管理し、又は運営する主要なサービス提供者についてのみ適用する。

(iii) 同国の領域内の主要なサービス提供者が所有し、管理し、又は運営する国際的な海底ケーブルの陸揚局に対するコロケーションについては、物理的コロケーションを除外する。

(iv) この条の規定は、同国が、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者に対し、関連する措置（免許の要件を含む。）を遵守することを要求することを妨げるものではない。ただし、当該措置が国際的な海底ケーブルシステムへのアクセスを妨げるための手段として用いられないことを条件とする。

第十九条 ネットワーク構成要素の細分化

各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、細分化された形で、並びに合理的な、差別的でない

い、及び透明性がある条件で、公衆電気通信サービスを提供するためのネットワーク構成要素へのアクセスを提供することを確保するよう努める。締約国は、自国の法令に従い、自国の領域において利用可能なものとするのが義務付けられるネットワーク構成要素及び当該ネットワーク構成要素を利用することができる提供者を決定することができる。(注)

注 締約国は、第三条(規制への取組方法)の規定に従い、この条の規定に基づく自国の義務を実施する方法を決定することができる。

第二十条 柱、管路及びとう道へのアクセス

1 各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、自国の領域内の他の締約国の公衆電気通信サービスの提供者に対し、技術的な実行可能性に従い、合理的な、差別的でない、及び透明性がある条件及び料金で適時に、当該主要なサービス提供者が所有し、又は管理する柱、管路、とう道その他の自国が決定する構造物へのアクセスを提供することを確保するよう努める。

2 締約国は、1の規定に従って自国の領域内の主要なサービス提供者に対してアクセスを提供することを要求する柱、管路、とう道その他の構造物を自国の法令に従って決定することができる。当該締約国は、

その決定を行う場合には、当該アクセスが提供されないことによる競争への影響、競合するサービスの提供において当該構造物が経済的又は技術的に実行可能な態様で代替されることができるとかどうかな等の要素その他の特定の公共の利益の要素を考慮する。

第二十一条 技術の選択における柔軟性

1 締約国は、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者が、自己のサービスを提供するために利用する技術を選択する柔軟性を有することを妨げてはならない。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者が自己のサービスを提供するために利用することができる技術を限定する措置を適用することができる。ただし、当該措置が、公共政策の正当な目的を達成するためのものであり、かつ、貿易に対する不必要な障害をもたらすような態様で作成されず、採用されず、及び適用されないことを条件とする。

第二十二条 国際移動端末ローミング

1 締約国は、締約国間の貿易の拡大の促進を助長し、及び消費者の福祉を向上させ得る国際移動端末ローミング・サービスの料金が、透明性があり、かつ、合理的なものとなることを促進することについて、協

力するよう努める。

2 締約国は、国際移動端末ローミング・サービスについて、透明性を高め、及び競争を強化するため、例えば、次の措置をとることができる。

(a) 消費者が小売料金に関する情報に容易にアクセスすることができることを確保する措置

(b) 一の締約国の領域から他の締約国の領域を訪問している消費者が自己の選択する装置を使用して電気通信サービスにアクセスすることを可能にするローミングに対する障害を最小限にする措置

3 締約国は、一の締約国が、権限を有する場合には、国際移動端末ローミングの料金に関して競争（商業的な取決めを通じた競争を含む。）を促進するか、又は国際ローミング・サービスの卸売若しくは小売の料金が合理的なものであることを確保するために当該料金に影響を及ぼす措置を採用し、若しくは維持するかを選択することができることを認識する。当該一の締約国は、適当と認める場合には、他の締約国と当該措置の実施を円滑にする仕組みについて協力し、及びこれを実施すること（当該他の締約国と取決めを行うこと）によって協力し、及び実施することを含む。）ができる。

4 一の締約国は、国際移動端末ローミング・サービスの卸売又は小売の料金又は条件を規制することを選

択する場合において、他の締約国が当該一の締約国との間で両締約国の提供者のための国際移動端末ローミング・サービスの卸売又は小売の料金又は条件を相互に規制する取決めを行っているときは、当該他の締約国の公衆電気通信サービスの提供者が自己の顧客による当該一の締約国の領域におけるローミングのための国際移動端末ローミング・サービスの卸売又は小売の規制された料金又は条件を利用することができ、これを確保する。(注) 当該一の締約国は、当該他の締約国の提供者に対し、当該規制された料金又は条件を利用するための条件に合意するために商業的な交渉を十分に活用することを要求することができ、

注(a) いずれの締約国も、当該一の締約国が自国に対して国際貿易協定の最恵国待遇の規定又は電気通信に特有の無差別待遇の規定に従って負う義務のみを根拠として、この条に規定する国際移動端末ローミング・サービスの卸売又は小売の規制された料金又は条件を利用する機会を自国の提供者のために求め、又は得てはならない。

(b) 当該一の締約国によって規制された料金又は条件は、取決めに基づいて相互に規制された料金又は条件と合理的に同等である場合に限り、当該他の締約国の提供者にとって利用可能であるものとする。当該一の締約国の電気通信規制機関は、意見の相違がある場合には、これらの料金又は条件が合理的に同等であるかどうかを決定する。この注の規定の適用上、「合理的に

同等な料金又は条件」とは、関連する提供者が合理的に同等であると合意する料金若しくは条件又はその合意がない場合には当該一の締約国の電気通信規制機関が合理的に同等であると決定する料金若しくは条件をいう。

5 4の規定に従って国際移動端末ローミング・サービスの卸売又は小売の規制された料金又は条件の利用を確保する締約国は、国際移動端末ローミング・サービスに関し、第八・六条（最恵国待遇）、第四条（アクセス及び利用）及び第七条（主要なサービス提供者による待遇）の規定に基づく当該締約国の義務を遵守しているものとみなす。

6 この条のいかなる規定も、締約国に対し、国際移動端末ローミング・サービスの料金又は条件を規制することを要求するものではない。

第二十三条 電気通信に関する紛争の解決

1 各締約国は、他の締約国の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者がこの附属書の規定の下で生ずる紛争を当該各締約国の法令に従って解決するため、当該各締約国の電気通信規制機関又は電気通信紛争解決機関を適時に利用することができることを確保する。

2 各締約国は、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者であって、自国の関連する

電気通信規制機関の最終的な決定に不服を有するものが、自国の法令によって当該決定についての審査を受けることができることを確保する。

3 いずれの締約国も、審査の申請を行ったことが自国の電気通信規制機関の決定を遵守しないことの理由を構成することを認めてはならない。ただし、自国の関連する機関が別段の決定を行う場合は、この限りでない。